

近世久米村士族の喪葬礼に見える『朱子家礼』の変容 ——「誌石」・「祝文」を中心に——

劉 書 鈺

はじめに

近世琉球（一六〇九〜一八七九）においては、朱熹（一一三〇〜一二〇〇）の『家礼』が琉球久米村の礼制思想に大きな影響を与えた。しかし久米村士族の冠婚葬祭は、すべて『家礼』の内容に従って執り行われていたわけではなく、みずからの都合に合わせて取捨選択されていた。

康熙五二年（一七一三）、程順則（一六六三〜一七三四）を代表とする久米村上層士族が王府に『家礼』の儒教儀礼に即して葬祭礼を行いたい旨を申し出て許可された。程順則が近世琉球有数の朱子学者であったことはいうまでもない。しかしその後、康熙五八年（一七一九）に葬祭礼に用いられる品物が多く、調達することも難しいという理由から、この命令は多くの久米村士族の反発を招き、王府は吟味の上、やむをえず王命を撤廃することになった。以後、久米村士族の葬祭礼はかつてのように琉球仏教式に従って執り行われるようになった¹⁾。しかしながら、朱子学を学んだ久米村の上層士

族たちは、実際には近世後期においても『家礼』式の祭祀儀礼を採用し、また儒教の祝文を読み上げることもしばしば行っていた。

『家礼』の琉球における受容の関連研究としては鄧陳靈²⁾、三浦國雄³⁾、上間誠⁴⁾などの論考が挙げられる。鄧は久米村士族である蔡文溥による『四本堂家礼（蔡家家憲）』（一七三六）と『家礼』における位牌制度をめぐって、両者の関連性を明らかにした。三浦は『四本堂家礼』の構成とその条文を『家礼』の関連箇所と比較し、『四本堂家礼』における『家礼』の受容と変容について論じた。さらに上間は『家礼』と『四本堂家礼』に見られる祖先祭祀と宗族規模を比較し、『家礼』が『四本堂家礼』における宗族規定に与えた影響を考察した。しかし、これらの先行研究は、『四本堂家礼』や近世後期に成立した久米村鄭為基家の冠婚葬祭礼式集『嘉徳堂規模帳』（一八六四〜一八八八）に記される銘書（墓誌）と祝文についてはあまり触れていない。三浦國雄は、『家礼』の『四本堂家礼』に対する祝文への影響についていくらか言及したものの、『嘉徳堂規模帳』における祝文の考察はまだ行われていない状況である。

次に、琉球の墓制は儒式の個人墓とは大きく異なり、主流は門中

墓（家族墓）である。その典型的な形態は亀甲墓と呼ばれる風水墓である。平敷令治によれば、琉球では福建の墓に倣った亀甲墓が一七世紀末に出現したとされている⁵⁾。その後、多くの久米村士族の家庭でもこのような風水墓が受容された。そのため、墓の前に立てられる墓碑には、個人的な情報ではなく、墓の由来や風水的な記述が刻まれることになる。

たとえば、久米村の蔡氏門中墓の前に立てられた蔡氏大宗墳碑には、

此墓萬曆年間 先王尚尊諱豊 欽賜九世祖紫金大夫蔡堅也。

墳坐北向南前有十間之余地即為明堂後有十間之小林是為護衛山

左無嫌右無妨骨體兼全地理合方而其地俗名湯屋前〔湯屋之名者

此墳前結屋各相集沐浴故名之〕……

嘉慶二十五年庚辰孟夏十六世孫修議之于本族伯叔兄弟拜立並書。

とある。このように、墓制や墓誌は『家礼』と同じではないが、久米村士族の喪葬礼には依然として儒教儀礼の痕跡が見受けられるのであって、特に久米村士族の厨子甕に刻まれる銘書には『家礼』の墓誌の影響が顕著なように思われる。

この琉球の厨子甕と銘書に関する研究には、平敷令治⁷⁾、鈴木悠ら⁸⁾の論考が挙げられる。しかし、これらの先行研究も主に民俗学の分野からアプローチを試みており、久米村の『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』における銘書と『家礼』式の墓誌との関連性には触れていないのである。

本稿では、朱熹の『家礼』と邱濬（一四二一〜一四九五）の『文

公家礼儀節』における「誌石」と「祝文」（祭文）という二つの要素を取り上げ、これまであまり注目されていなかった久米村士族の礼式集である蔡文溥の『四本堂家礼』と鄭為基の『嘉徳堂規模帳』における「銘書」・「祭文」と比較する。このことにより、儒教儀礼における「誌石」と「祝文」が近世期久米村の儒学者たちによってどのように理解され、また久米村の中でどのように変容したのかについて考察してみたい。

一、『家礼』における誌石と墓碑について

誌石とは、死者の姓名、経歴、没年、事績などを記して墓に埋められる石のことであり、刻まれる文章は一般に墓誌銘と呼ばれる。『家礼』によれば、誌石を作るために二つの石を用意する。一つは蓋として使用され、死者の名前が刻まれる。もう一つは底として使用され、家系図や個人の情報が刻まれる。その詳細については『家礼』卷四・喪礼・刻誌石には、

用石二片。其一為蓋、刻云有「宋某官某公之墓」、無官則書其字曰某君某甫。其一為底、刻云「有宋某官某公諱某字某、某州某県人、考諱某、某官、母氏某封某、某年月日生、叙歴官遷次、某年月日終、某年月日葬于某郷某里某処。娶某氏、某人之女。子、男某、某官、女某適某官某人」。婦人、夫在、則蓋云「有宋某官姓名某封某氏之墓」、無封、則云「妻」。夫無官則書夫之姓名。夫亡、則云「某官某公某封某氏」、夫無官則云「某君某甫妻某氏」。其底叙年若干適某氏、因夫、子致封号、無則否。葬之日、以二

石字面相向、而以鉄束束之、埋之壙前近地面三四尺間。^⑨

とある。『文公家礼儀節』巻五・喪葬・刻誌石もほぼ同文である。以上の記述を整理すると、表一のようになる。

表一

		男性の場合の刻字	
蓋		有官・某朝某官某公之墓 無官・某君某甫之墓	
底		有宋某官某公諱某字某、某州某県人、考諱某、某官、母氏某封某、某年月日生、叙歴官遷次、某年月日終、某年月日葬干某郷某里某処。娶某氏、某人之女。子、男某、某官、女某適某官某人。	女性の場合の刻字
蓋		夫存有官・有宋某官姓名某封某氏之墓 無封・某人之妻之墓 夫し・某官某公某封某氏之墓 無官・某君某甫妻某氏之墓	
底		以上の称号と経歴に合わせて「年若丁・適某氏。囚夫、子致封号」などと書き足す。封号がなければ、書かない。	

そして『家礼』における誌石の機能について『家礼』巻四・喪礼・刻誌石には、

蓋慮異時、陵谷變遷或誤為人所動、而此石先見、則人有知其姓名者、庶能為掩之也。^⑩

と記されている。誌石は墓地のある陵谷が変動したり墓が誤って他人に動かされた時に、土に埋もれた誌石を見て誰の墓であるかを知り、再び適切に埋葬し直してもらったためだという。『家礼』式の誌石は元々埋葬者の墓の所在を示す機能を持っているのである。

このほか、墓の前には、死者の名前が刻まれた墓碑が立てられる。碑文の書き方は『家礼』巻四・喪礼・成墳によれば、

用司馬温公説、別立小碑、但石須濶尺以上、其厚居三之二、圭首而刻其面、如誌之蓋、乃略述其世系名字行実而刻于其左、転及後右而周焉。婦人則俟夫葬乃立、面如夫之誌蓋之刻云。

と詳しく記述されている。すなわち誌石の蓋と同じ文字（某朝某官某公之墓など）を墓碑の正面に刻み、さらに世系、名字、行実を碑の左面から右面に回り込むように刻む。なお、女性の場合は夫が亡くなった後に碑を立てる。その碑面は夫の誌石の蓋の場合と同様にするといい。

（二）久米村『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』に見える洗骨と銘書について

先に触れた通り、久米村士族の墓は儒教の『家礼』式の墓とは異なり、風水の考え方に基づく門中墓として建てられている。また、久米村士族の葬制は二次葬の方式が取られ、土葬や風葬後に骨を取り出し、洗骨して厨子甕（一種の骨壺）に入れたうえで墓に納められる。久米村士族は康熙五八年（一七一九）に儒教の葬礼を改め、琉球の国俗（琉球仏教式）に則って葬礼を執り行うようになった^⑪が、それでもなお『家礼』の影響が見られる。特に銘書に記される内容はその一例である。以下、乾隆元年（一七三六）に『文公家礼儀節』を参考にして成立した『四本堂家礼』における洗骨の手順を見てみよう。

一、父母死去五年二成り候ハズ、四五ヶ月前ニ父母之歳并家主之歳書付、曆通事相頼、洗骨之月日時并墓之口明候年なふり共見合させ、三日前ニ墓所江参御案内申上掃地させ置、正日二者早々下知人差遣飯屋等作せ致座拵、時分ニ罷成候ハズ子孫男女共白衣裳ニて参御焼香仕、年直り墓之口明、子孫皆々墓之内江入即致哭泣、御骨飯屋江直し潔水ニ而致洗骨、一々紙ニ而拭、頭髮共厨子江相納、厨子ハ墓之口江向頭骨ハ後壁ニ向候而可致安置候、棺板并衣裳等者焼候而灰ハ墓之外傍ニ可差埋候、左候而墓之於右方土地公江向供物莊嚴御祭仕、其後墓之前ニ卓を直御祭之品物相飾御祭仕候、段々相濟次第右供物ニ而一門親類江可致馳走候。

これによれば、親が亡くなつて五年経つと、四、五か月前に親の年齢と家主の年齢を書きつけ、曆通事に頼んで、洗骨の月日時と墓の開口の年などを合わせて見てもらう。それが決まつたら三日前に墓所に行つて洗骨のことを告げ、墓地を掃除しておく。当日には早々に下知人（下僕）を差遣して飯屋などを建てさせ、座席を準備しておく。洗骨の時間になつたら子孫の男女が白装束で参拝、焼香し、墓の口を開けると、子孫はみな墓の中に入り、哭泣する。そして死者の骨を飯屋に置き直し、清水で骨を洗い、一つ一つ紙で拭き、頭髮と共に厨子甕に納める。この時、頭蓋骨は墓内後壁に向けて厨子甕に納め、厨子甕の正面は墓の口に向けて安置する。棺板と衣服などは焼き、その灰は墓の外側に埋める。そして墓の右側で土地公（土地神）に供物を莊嚴に供えて、祭りをする。その後、墓の前に卓を

そなえ、供物の品物を置いて祭る。これらが済み次第、先の供物を用いて一門の親類に振る舞うという。

また『四本堂家礼』の場合、墓中の厨子甕に関しては「一、墓ニ厨子居候儀、昭穆之次第を以可致安置候、尤厨子ニ書記候趣ハ、洗骨之段相記候間可見合候」とあり、厨子に書き記すべき内容は洗骨の段を参照すべしといひ、また、「右調様厨子之図并銘書寸法左ニ記之」との条文が続くが、銘書の書き方に関する具体的な記述が欠けている。しかし『四本堂家礼』を参照にしてまとめられた琉球の『服制』（一七三七）では、

一、墓ニ厨子居候儀昭穆之次第ヲ以可致安置候尤厨子書記趣左
二記

前面誌

十某世 某官某諱某親雲上神主

十某世 諱室某氏恭人神主

蓋並傍誌

年号某十年某某某月某日卒年号某年某某月某日洗骨

合葬之誌

十某世諱次男三男諱童名長女次女某合葬。

と記されている。つまり厨子甕の「前面」と「蓋」および「傍」（側面）にこのように書き記すというのである。これらは「誌」と呼ばれているが、『家礼』でいう墓誌とは同じではない。

さらに鄭為基による『嘉徳堂規模帳』では、洗骨に関する記述に『四本堂家礼』とやや異なる点が見受けられる。特に、洗骨時期の

延長や洗骨に関する注意事項が追加されて以下のように記載されている。

洗骨之事

一、父母死去八九年ニ成候ハズ、四五ヶ月前、父母之御歳并墓所之向方、家主之歳書付、通書役相頼、御洗骨之月日時并墓所之口明候年直共見合せ、日柄相究候はゞ、三日前家主墓所江参り、御焼香御案内申上ゲ御拝仕、抔地させ置、前日は御霊前江式汁老菜、或は老汁一菜之間、御膳老ツ備上ゲ、御焼香、明日某時御洗骨仕由御案内申上ゲ、御拝可仕候。……左候而御厨子は墓所口江向シ候而、昭穆ニ可致安置候。一、世間よた坊主抔相頼、供養仕候儀、不宜候間、今停止候也。一、父母洗骨仕候はゞ、子共は三ヶ月之忌可仕由家礼に有之候間、日を以月に替、三日心喪可致候也。一、厨子に書記候趣は、洗骨之日計相記候得ば、至後年ニは子孫某之御骨と相知不申候而は不叶事候間、卒去之日迄相記候書様は左に記之。

前面誌

某官鄭公諱某某親雲上神主 諱某室某氏某名神主

蓋並傍誌

某号某年干支某月某日卒某号某年干支某月某日洗骨

これによれば、『嘉徳堂規模帳』における洗骨の手順は基本的に『四本堂家礼』とほぼ同じであるが、二つの相違点が存在する。まず、①洗骨の時間が「父母死去五年」から「父母死去八九年」と延長さ

れていること、そして②洗骨の前日には御霊前に「二汁一菜或は一汁一菜」の御膳を一つ準備し、焼香を行って翌日の洗骨の予定時刻を告げることである。

また、洗骨に関する注意事項については、一般的には「よた」(ユタ)や「坊主」などを招いて仏教式の供養をすることは避けるべきである。また父母が洗骨されると、子供には三ヶ月の忌があることは『家礼』に見られるため、一日をもって一ヶ月に代えて三日間の心喪を遵守すべきだという。ここでは「父母洗骨仕候はゞ、子共は三ヶ月之忌可仕由家礼に有之」と記されているわけだが、『家礼』や『文公家礼儀節』には洗骨の記述はない。ただし、『文公家礼儀節』巻六・喪虞・改葬考証には「喪服記、改葬總(疏曰、墳墓以他故崩壊。改遷之如葬時也。服總者子為父妻為夫也。親見尸柩、不可無服、總三月而除之)」と記されている。つまり、改葬する際には子供は親のために三ヶ月間喪に服するべきだというのであり、久米村士族にとつて洗骨は改葬に相当するものとされたらしい。その場合三ヶ月間の喪に服する必要があるが、時間が長いので、三日間で十分であるとされているのである。

厨子甕の銘書に関しては洗骨の日だけを記すのではなく、後年、子孫が誰の骨であるかを知る必要があるため、卒去の日まで記すべきだとする。このほか、『嘉徳堂規模帳』には銘書の書き方についても詳しい記載があり、これは上記の『服制』とは少し異なっている。整理すると表二のようになる。

このように、『服制』における厨子の銘書の書き方は『嘉徳堂規模帳』と比較して、いくつか異なる点がある。まず、『服制』では世系(十某世)が明記されることや、女性の場合には「恭人」とい

表二

『服制』	前面誌 十某世 某官某諱某親雲上神主 十某世 諱室某氏恭人神主 蓋並傍誌 年号某十年某某某月某日卒年号某某月某日洗骨 合葬之誌
『嘉徳堂規模帳』	前面誌 某官鄭公諱某某親雲上神主 諱某室某氏某名神主 蓋並傍誌 某号某年干支某月某日卒某号某年干支某月某日洗骨

う封号が記される点が異なる。このほか、表二を表一の『家礼』の場合と比較すると、類似点も見受けられる。『家礼』の場合では誌石の蓋に「某朝某官某公之墓」と刻まれ、『服制』では一部書き方は違うものの、「十某世 某官某諱某親雲上神主」、「嘉徳堂規模帳」では「某官鄭公諱某某親雲上神主」と記される。平敷令治によれば、このような記載は久米村系士族の記載形式とされており、『家礼』の影響を受けていることがわかる。²⁰⁾

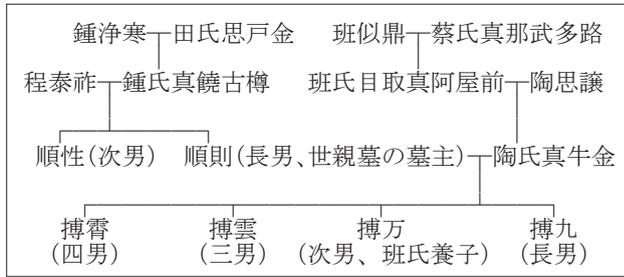
さらに久米村士族の墓制は家族墓であるため、個人的な誌石は存在せず、厨子甕における墓誌の書き方は『家礼』の「之墓」から「神主」という表記に変容している。また「蓋」と「傍誌」には死者の卒年と洗骨年のみが記されており、『家礼』式のような家系の情報は記されないという違いもある。

しかし、出土した久米村士族の厨子を見ると、次に見るように様々なバリエーションが存在する。

(二) 実際に出土した久米村士族の厨子に見られる銘書
 琉球史上、儒学者として著名な程順則の母親と丈母の厨子および石棺には、生卒年や家系の情報が以下のように明記されており、明らかに『家礼』式墓誌の影響が見られる。

〔程順則母親の厨子銘書〕 程泰祚妻厨子甕銘
 都通事古波藏親雲上程諱泰祚室
 生于崇禎十年丁丑四月初八日丑時
 鍾氏真饒古樽孺人
 卒于康熙卅四年乙亥二月初二日子時
 父栗国親雲上宗盛浄寒鍾公
 母田氏思戸金幸地東風平親雲上方武女。²¹⁾

〔程順則丈母の石棺銘書〕 班孺人石棺銘
 (正面)
 父班似鼎仲村柄親雲上守栄原姓牛氏為班姓班文頭渡嘉敷嗣子
 母蔡氏島袋親雲上政長女真那武多路
 順治六年己丑正月廿三日生
 源妙班氏孺人目取真阿屋前
 康熙卅七年戊寅二月廿一日卒
 長女陶氏真牛金嫁古波藏親雲上程順則生四子長搏九次搏万三搏雲四搏霄
 次女習氏真那武多路嫁顧姓久志里之子助房
 (左側面)



図一 程順則の家系図

程順則の『程氏家譜』には「鍾氏真饒古樽久米村栗国親雲上宗盛三女也。崇禎十年丁丑四月初八日丑時生、康熙卅四年乙亥二月初三日子時不祿。号景淑、享年五十九。葬於原世親墓」と記録される。この記述を基にして程順則母親の厨子銘書と比較すると、死去の日付を除いてはほとんど一致することがわかる。ちなみに程順則の家系図を整理すると、図一のようになる。

このほか『程家世親墓碑文』では世親墓、すなわち程順則たちの墓の由緒を以下のように詳しく叙述している。

程家世親墓在辻原坐甲向庚左葬
先妣景淑鍾氏孺人及 先嬪惠淑陶氏孺人右為
先岳母源妙班氏孺人墓班氏以余次男搏万為養子此墓岳母在時与
愚婿順則相議築於此
山而名世親者為後世子孫使知永世相親之義也
康熙歲次戊寅仲秋之吉程順則龍文氏謹誌。

この墓碑は、もともと那覇の辻原に位置する世親墓の前に立てられたものらしい。碑文の内容によれば、世親とは後世の子孫同士が永く相い親しむという意味をこめた命名である。世親墓は程順則が岳母である班氏と協議した結果、康熙三三年（一六九四）に風水に基づいて双墳として建立された。そして「康熙戊寅」すなわち康熙三七年（一六九八）の時点で、この墓所の左側には程順則の母である鍾氏と妻である陶氏、右側には亡くなったばかりの岳母である班氏が葬られている（班氏の死去は石棺銘によれば「康熙卅七年」）。この碑文に関しても、その一部（たとえば、班氏が程順則次男の搏万を養子にしたことや合葬墓の造営に関する相談などの記事）が後に班氏の石棺にも刻まれていることが確認できる。

さらに、上記の銘書を見たとした『四本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』など久米村の「家礼・規模帳」における記述と比較すると、注意すべき点がある。まず、洗骨の手続きに関する記述が銘書には見当たらないことである。もちろん、「厨子」と「石棺」という用語から推測すると、程順則の母である鍾氏と丈母である班氏の葬儀はおそらく洗骨の段階を経て、遺骨が厨子壘と石棺に安置されたはずである。しかし、具体的な洗骨の時期や方法についての明確な記述はな

源妙名真牛金初嫁陶思讓照屋子全浄生一女
陶君不從岳父之訓夫婦離別後嫁習徳振平郎親雲上幸充又生一女
習君早世時源妙年二十余歳後嫁正議大夫目取真周国俊未有子
周君卒時源妙年三十寡居後以孫程搏万為養子
(右側面)
康熙卅三甲戌年
班孺人与程順則相議一坐双墳名曰世親墓坐甲向庚
左程順則 右班孺人
全築。

いだけでなく、名前の下に「神主」という文字も刻まれていないことも注意される。

実は、正徳四年（一七一四年）に慶賀謝恩のために江戸立ちした程順則や玉城朝薫ら琉球使節との面談内容が、新井白石の『南島志』に詳細に記録されており、この中に琉球士族の喪葬風俗についても記述がある。そこには「即今国人言曰、殯後三年、蔵戸石龜、仍植位牌、蓋墓碑也」とあることから、まず遺体を埋葬せずに棺に仮に安置し、その後三年経ってから死体を「石龜」に納め、その上に「位牌」を植^たてる。ここでの位牌はおそらく「墓碑」を指すのであろうと新井白石はいう。程順則たちにとって墓碑は位牌と同様の役割を持つものだったとも見られるのである。

さらに、鍾氏の銘書と班氏の銘書の記載形式に注目すると、鍾氏銘書の正面には死者の名前が書かれ、名前を中心に死者の生卒年や家系が右から左への順序で記録されている。一方、班氏の石棺には鍾氏と同様に正面に名前や個人情報^が刻まれ、さらに文章の書き足しが石棺の左側と右側に見られる。前述したように、『家礼』の場合、「誌石」の蓋には名前が、底には家系図や個人情報^が刻まれる。「墓碑」に関しては、名前を墓碑の正面に刻み、世系や名前、行実を碑の左側から右側に回り込むように刻むとされる。鍾氏と班氏の銘書は明らかに「誌石」（墓誌銘）に分類されるべきであるが、銘書の形態からして『家礼』式の「墓碑」の影響もうかがえる。つまり、『家礼』にいう「誌石」と「墓碑」の二つの機能を併せ持つようになっているのである。

二、『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』における

『家礼』式祝文の変容について

祝文（祭文）とは、祭祀や儀式の際に祖先や神に対して読み上げられる文章である。儒教の儀礼においては、通常は埋葬後に初めて祝文（祭文）が用意されるのが一般的である。ただし、埋葬前に弔問祭奠に訪れた者が祭文を持参している場合、その祭文を祝が霊座前で読み上げて焚くこともあり、この点は『文公家礼儀節』巻五・喪葬に詳細に記されている。また、墓を建てる際にも祝文を用いて後土（土地神）に祭る事例も記録されている。久米村では、『家礼』式の祝文（祭文）を受容しつつも、家族によってその受容の程度が異なっている。さらに、『家礼』に記載のない独自の祭文（祝文）も存在するようである。以下、久米村蔡家の『四本堂家礼』と鄭家の『嘉徳堂規模帳』における関連する内容を取り上げ、これらの「家礼・規模帳」における『家礼』式祝文の変容について考察したい。

（一）『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』に見られる四時祭と

忌日の祝文

近世期の久米村士族の祭祀儀礼は、主に仏教由来の十三仏事に沿って行われていた。具体的には初七日から三十三回忌までの「法事」が執り行われ、これは琉球の喪葬礼に基づく国俗の一環として久米村の儒学者によって受け入れられていた。一方、祭文（祝文）を作成する際はおおむね『家礼』の規定に従って祭文（祝文）を準備していた。こうして死者の周年忌、三年忌、七年忌、十三年忌、二十五年忌、三十三年忌、そして忌日に祭文を準備するというのが

一般的であったものの、その慣習には例外もあった。

まず『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』²⁶では、『家礼』における四時祭を受け入れている。『家礼』では「時祭用仲月。前旬卜日」と、春の二月、夏の五月、秋の八月、冬の十一月に高・曾・祖・父四代を祭祀する。または「立春」に先祖、「冬至」に始祖、「季秋」に禰を祭ると規定している。そしてその日取りは占いで決めるとする。

これに対して『四本堂家礼』における「四時祭」の期日の選定については、以下のように述べている。

一、四時之祭、二・八月ニハ春分秋分之日、夏者夏至之日、冬ハ冬至之日可祭候由有之候得共、尤冬至之日ハ登 城仕候間、冬至之前後吉日見合可然候事。²⁸

すなわち、四時の祭は二月と八月には春分・秋分の日、夏には夏至の日、冬には冬至の日に行くべきである。ただし、冬至の日には朝拝の儀式のため首里城に出勤しなければならないことから、冬至の前後に吉日を選んで祭を執り行うのがよいという。一方、『家礼』では四時の「仲月」に祭祀を行うと定められているが、上述のように具体的な日取りは占いによって選定するとされる。ただ『家礼』「附録」では、「卜日不定、慮有不虔。温公亦云、只用分至亦可」と別に説明している。要するに、占いでは日取りが一定せず、敬虔さに欠ける恐れがあるため、朱熹は司馬光の言葉を引用して春分・秋分・冬至・夏至に行ってもよいという。そうすると、『四本堂家礼』の「四時祭」の日取りの選定は、『家礼』・時祭の規定に該当していることがわかる。ただし冬至の日には琉球王府独特の特別な公事が

あるため、別の日に祭祀を行わなければならない場合もあるというわけである。

このほか、『嘉徳堂規模帳』における「四時祭」の日取りの選定は、『四本堂家礼』とは異なり、以下のように記されている。

一、四時之祭二・八月ニハ春分秋分之日、夏者夏至之日、冬ハ冬至之日可祭由家礼に有之候得共、従跡々仕来候通夏は七月、冬は十二月丑日酉日之間御祭可仕也。³⁰

ここでは、『四本堂家礼』における「四時祭」の期日を再度考証し、「二・八月には春分、秋分の日、夏には夏至の日、冬には冬至の日」という決まりは『家礼』に由来するという。そして、以前からのしきたりによって夏の祖先供養は七月の丑日か酉日に行い、王府における冬至の行事との衝突を避けるため、冬の祭りも十二月の丑日か酉日に行くべきだとしている。つまり、「四時祭」の日取りは『家礼』を基本としつつも柔軟に考えられているのである。

具体的な儀式に関して『四本堂家礼』では、以下のように規定している。

一、祭祀ハ誠謹を以本意ニいたし候間、朔望俗節忌日又者年忌之時、前一日より斎戒沐浴いたし、夜嘶共仕間敷候、左様ニ致候而ハ次日草臥祭祀之誠謹無之怠慢ニ相成可申事。³¹

一、右御祭之儀、前三日御霊前致御焼香、何日ニ御祭可仕由御案内可申上候。尤正日ニハ家主并子弟早々起立、手水遣片髪結。神棚致掃地台直し生花灯明上、香炉直し、祝文飾。御酒御茶ハ

左之菓子盆ニ飾置、御膳御銘々江上。執事兩人台之左右ニ立、祭主致焼香降神御拝仕候へゞ左之執事御酒を次祭主江相授、祭主請取頂候而右之執事江相授け、御靈前江上候而御拝可仕候、左候而御銘々上置候御料理一々ふた明け御拝仕候得者、又左之執事御茶を次祭主江相授、祭主頂之、右之執事江相授、御靈前江差上御拝仕事候、右相済祝文并紙焚居置候、御茶御酒御料理之初々紙炉江祭之候而、右之灰ハ屋敷内南之角江作り置候座坎ニ捨置可申候。

第一条では、祭祀の心得を示している。祭祀は誠心誠意をもって行うことが大切であり、朔望（毎月一日と十五日）・俗節・忌日、または年忌の祭祀に当たっては、前日から齋戒と沐浴を行うべきである。夜断をすることは避けるべきである。さもなければ翌日に疲労し、祭祀の誠意を欠いたものとなってしまふという。『四本堂家礼』は、『家礼』とは異なり、前三日ではなく、行事を行う前日から齋戒をするとしている。さらに、夜断をしないことが強調されているが、これは『家礼』には見られない記述であり、『四本堂家礼』ならではの特色といえよう。

第二条では具体的な儀式について述べている。三日前に霊前で焼香し、祖霊にいつ祭りをを行うかを告げる。また、祭祀の日には家主と子弟たちは早く起き、身なりを整えて片髪結（カタカシラ）をすなえ、そして神棚を掃除し、神棚の前に台を整える。生花と灯明をそなえ、香炉と祝文を台の上に置く。お酒とお茶は左側の菓子盆に並べ、御膳は祖先に一人ずつ差し上げる。執事の二人が台の左右に立つ。祭主は焼香し、「降神」して拝礼する。記述では省略されてい

るが、ここで祝文が読み上げられるはずである。その後、左の執事が祭主に御酒を注ぎ、祭主は受け取ると右の執事に渡す。そして御霊前に差し上げて拝礼する。さらに料理の蓋を一つずつ開けて拝礼した後、左の執事がお茶を注いで祭主に差し出し、祭主が受け取つて右の執事に渡す。お茶を霊前に差し上げて拝礼する。これらが終了すると、祝文と紙（紙銭）を焚く。またお茶、お酒、お料理を用意して紙炉（焚紙炉）に祭る。そして焚かれた紙の灰は屋敷内の南の角に作つた座坎に捨てるという。

また祝文の書式は単純に『家礼』から転写されるのではなく、久米村の習慣に合わせて変化している。まず『家礼』の記述を整理した『文公家礼儀節』巻七・祭礼・四時祭・祝文の範例文を示すと次のようになる。

維

○幾年歳次干支幾月干支越干支朔幾日干支孝玄孫某官姓名

敢昭告于

頭高祖考某官府君

頭高祖妣某封某氏

頭曾祖考某官府君

頭曾祖妣某封某氏

頭祖考某官府君

頭祖妣某封某氏

頭考某官府君

頭妣某封某氏

將更）追感歳時不勝永慕謹以潔性柔盛庶品祇薦歳事以

歳序流易時維仲（春夏秋冬歳暮改此句為歳律

某親某官耐食尚

饗。⁽³³⁾

これに対して『四本堂家礼』における四時祭の祭文は以下のものである。

祭文式

維

幾年歳次干支幾月幾日干支孝玄孫文溥敢昭告于

顯高祖考某官某姓名某親雲上某号府君

顯高祖妣某安屋某法名某氏

顯曾祖考某官某姓名某親雲上某号府君

顯曾祖妣某安屋某法名某氏

顯祖考某官某姓名某親雲上某号府君

顯祖妣某安屋某法名某氏

顯考某官某姓名某親雲上某号府君

顯妣某安屋某法名某氏 歳序流易時維（春分、夏至、秋分、

冬至）追感歳時不勝永慕謹以酒饌祇薦歳事尚

饗。

玄孫奉使在外併有病時長男代祭祝文式。

維

幾年歳次干支幾月幾日干支孝玄孫使長男某執其常事敢昭告

于

顯高祖考某官某姓名某親雲上某号府君云云。⁽³⁴⁾

これによれば、祭られる祖先の書式は『家礼』式であるが、「某

官府君」のところには「某姓名某親雲上某号」として、姓名、琉球

の位階、および死者の号が書き足される。女性の場合は「某安屋某

法名」と記される。ここにいう「安屋」（アヤ）は琉球久米村特

有の尊称であり、法名は琉球臨濟宗の僧侶によって与えられた称呼

である。⁽³⁶⁾ また、『文公家礼儀節』にある「某親某官を以て耐食す」

という耐食の文言がなくなり、「潔性糝盛庶品」も「酒饌」と変化

している。これにより、四時祭の執り行いはより簡略化されている

ことがわかる。

さらに、近世期の久米村社会では、「読書習礼」のため中国に留

学していたり、病気にかかったりしたために祖先の祭祀を家主が自

ら執り行えない場合もあった。『四本堂家礼』に「玄孫奉使在外併

有病時長男代祭祝文式」と（玄孫奉使して外に在り併に病有る時、長

男代わりて祭る祝文の式）という項目があるのは、これも久米村社

会の実情に適した祭文のあり方を示すものである。

また『四本堂家礼』では、死者の忌日にも祝文を準備する記述が

ある。その内容は以下のものである。

一、高曾祖考并脇位牌忌日之日ハ、早々起立神棚致掃除、台直

シ、位牌神棚正面ニ直之、生花灯明御茶御酒上ニ汁一菜之御盆

供之、同居之子孫男女共御拝可仕事

附録

其一日ハ素食ニ而致心喪、自他之祝儀不可仕候、尤衣裳ハ白衣

ニ而、祭之規式ハ四時之祭同前ニ候、祝文左ニ記之

維幾年歳次干支幾月幾日干支孝子某「或孫或曾孫或玄孫」敢

昭告于

某親某官府君歲序流易諱日復臨追遠感時昊天罔極「如祖考妣改此句為不勝永慕」謹以酒饌用伸奠獻尚饗。

これによれば、高・曾・祖・考及び脇位牌（耐食する位牌）の忌日には、早起きして神棚を掃除し、台をその前に置く。位牌を神棚の正面に安置し、生花、灯明、御茶、御酒と二汁一菜の盆を供える。同居の子孫男女は共に拝礼すべきであるという。また当日は素食で心喪に服し、すべての祝儀を停止する。祭祀の服装は白衣で儀式の儀飾も四時祭とほぼ同じにする。また記載される祝文を見ると、『家礼』と同文であるが、四時祭の祝文と同様に「潔性柔盛庶品」の句を「酒饌」に代えている。これについて三浦國雄は、儀式は基本的に仏式であるから、生々しい犠牲は敬遠したのであろうと述べている。これに関連して『四本堂家礼』では「年忌」の際には祝文は用意されず、祝文の読み上げに代わって僧侶を招いて仏教の懺法を読み上げる作法が明記されている。

(二)『嘉徳堂規模帳』における年忌の祝文

一方、『嘉徳堂規模帳』の場合は『四本堂家礼』とは逆に四時祭と毎年の忌日には祝文を用意すべき文言が見えず、特別な年忌だけに祝文が作られる。つまり、一周忌から三十三年忌に祝文を作るとする。ただ「葬礼・茶毘之事」の項に一周忌から三年忌までは祝文を奠文にして読むべからずとして、以下のように指示している。

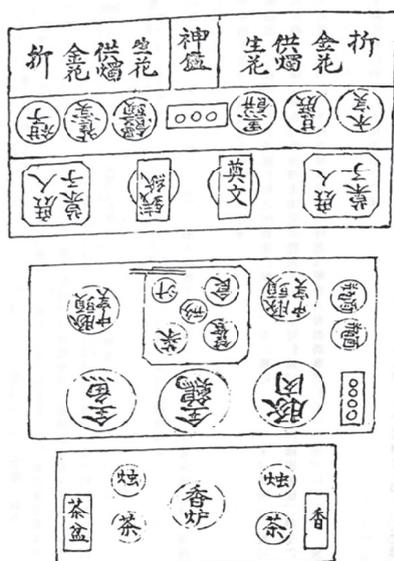
一、一周忌より三年忌迄は、御忌日之日可致祭候。前日二は御

祭仕候人、官名諱名仮位牌二書載させ、凶之通り備上ゲ候はゞ、子孫皆々御焼香御拝可仕事。

付

一、奠文読間敷候。御飾置奠酒之後取直シ差上候也。

これによれば、一周忌から三年忌までの忌日には祭祀をするべきである。前日に祭られる人の官位と諱名を仮位牌に書いておき、二のように並べたあと、子孫一同焼香して拝礼する。しかし、奠文については読んでみならず、奠酒した後に（霊前に）差し上げると指示している。「奠文」とは祝文を奠くだけで読み上げないという意味であろう。一周忌から三十三年忌までの祝文において、三年忌以降の年忌では「読祝」・「焚祝」の指示が見られるが、一周忌から三年忌までの祝文が「奠文」として扱われるというのはもともと『家礼』に存在しない規定である。『家礼』の祭祀儀式においては、埋



図二

葬の日から三回の眞祭、卒哭、小祥（初忌）、大祥（二年忌）、禫までの儀礼においては、すべて「誦祝」と「焚祝」が記されている。なぜ『嘉徳堂規模帳』では一周忌から三年忌の祝文は「奠文」とされるのかは不明であり、後考を待つ必要がある。

次に、七年忌、十三年忌、二十五年忌、三十三年忌の場合を見てみよう。特に二十五年忌と三十三年忌（終年忌）は大焼香（ウフスーコー）と呼ばれ、とりわけ重視されている。儀式としても『家礼』式の祭礼に従って執り行われ、祝文は儀式の前日に準備され、当日に読み上げられる。「祭祀・年忌之事」の項目には以下のように記載されている。

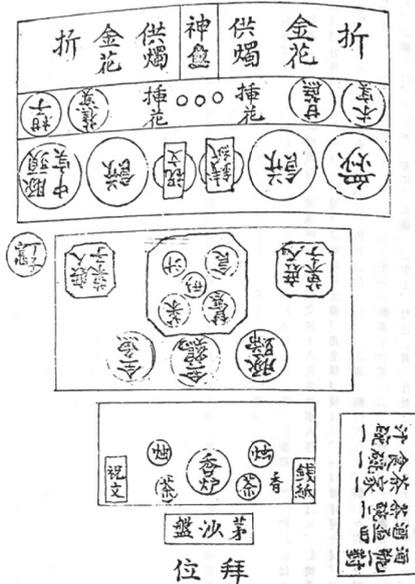
一、廿五年忌三十三年忌杯ニは、前日早朝御祭仕候人之官名諱仮位牌に書載させ、御霊前江御焼香、何先祖何之年忌ニ付而は、其外之神主は老方ニ安置可仕由致案内候而、御拝可仕候。左候而御神棚結構ニ払除御祭仕候。神主は真正面ニ奉直、水引並卓裙懸、香炉台之上に直シ、折一对式汁一菜御膳老ツ、ぶた頭中実差味物老鉢、血炒き三味物茅沙等備上ゲ、毛毡を敷、戌之時分相成候はゞ、家主御香上ゲ、明日御祭可仕由御案内申上ゲ、立備候はゞ、礼生拝唱子孫一同御拝可仕候。尤有無相考候而御膳一ツ備上差味物無きニ而も可相濟事。

付録
一、仮位牌書様は横之通見合、桃紅紙朱紙之間ニ書調候。尤墨筆は新敷等を用、書手は能書之方相頼、手口を洗、結構之装束ニ而書調させ、且又祝文も右同断。
一、祝文之儀は、香案之左表ニ御飾置、誦終り候はゞ、図之通

御飾可仕候也。

一、前日には親類之内より祝文誦上人老人、執事兩人、礼生兩人相賦演礼可仕事。

これによれば、二十五年忌と三十三年忌に当たっては、前日の朝に祭られる者の官名と諱名を仮位牌に記入する。霊前で焼香したうえで、どの先祖のための年忌かを告知し、他の神主を他の場所に移動して拝礼する。そして神棚をきれいに清掃する。神主は神棚の正面に置き、水引と卓裙を台にかけ、その上に香炉を置く。祭祀に使用する料理と茅沙が用意され、毛毡が敷かれる。戌の時（午後七〜九時）になると、家主は神主にお香を差し上げ、明日祭祀を行うことを伝える。その後、礼生が拝唱し、子孫一同も拝礼する。また、財力や身分を考えて御膳を一つだけ差し上げることがあり、差味物（刺身）がなくてもかまわないという。



図三

この時、仮位牌は定型文に従って書かれ、桃紅紙や朱紙を用いて制作される。特に墨筆は新しいものを使用し、書道の熟達した人に依頼して、手を清潔に洗い、整った装束を身にまとい書かせる。祝文についても同様である。また祝文に関しては、香案の左側に飾り、読み上げ終えると図三の⁽⁴⁵⁾ように霊前に飾る。なお前日にはあらかじめ親類の中から祝文を読み上げる一人、執事を二人、礼生を二人選んで演礼(リハーサル)を行うよう指示されている。

さらに年忌祝文の記述方法は『家礼』における忌日祝文とかなり類似している。特に、上記の『四本堂家礼』では忌日祝文の「昊天罔極」という句の下に、「如祖考・妣、改此句為不勝永慕⁽⁴⁶⁾」という指示がある。『嘉徳堂規模帳』における年忌祝文にも「不勝永慕」の語が見られる。つまり、『嘉徳堂規模帳』における年忌の祝文も、『家礼』の忌日祝文をベースにアレンジされていることが明らかである。ただし、『嘉徳堂規模帳』における例文を見ると、『家礼』で定められている決まりとはやや異なり、考・妣の場合でも「不勝永慕」という用語が使用されているようである。その書式に関しては以下のように詳細に説明されている。

維(玉篇云、凡策書年月、必以維字發之。亦取紀年繫年之義、又通為語辭也。)

乾隆△△△年、歲次干支、△月朔越△日干支(十日内、朔越有△日与書、十日餘八十有△日与書、十日八十日与書、二十日八十日与書、二十日餘八十有△日与書)孝子△官△名、敢昭告于 頭(考△官府君、妣△氏孺人)之靈曰、歲序流易、茲當△十△俗祀之期。追感(厚、功)德、不勝永慕、謹以(酒、謂)

清酌・潔牲・(祭祀之飯、謂) 黍盛・庶品、仰伸奠獻、尚饗。⁽⁴⁷⁾

そもそも忌日の場合と違って特定の年忌の儀式は『家礼』においては規定されていないため、祝文についても例文が存在せず、新たに作成する必要があった。したがって、『嘉徳堂規模帳』では祝文の内容をどのように組み立てるかについて、文章の始めから詳細な指示がなされている。また、年忌は「俗祀」として表現され、特別な専門用語、たとえば、「孝」と「哀」の使い分けや「考」・「妣」の意味、「府君」・「孺人」の使用法などについても、中国の『礼記』や『文公家礼儀節』、『家礼会通』、『儀礼節略』などの儀礼書を参照して解釈されている。注目すべき点としては、『嘉徳堂規模帳』における祝文は「潔牲」という用語をそのまま使用しており、「酒饌」に変更していないことも挙げられる。

このほか、『四本堂家礼』と同様に様々な状況に合わせた祝文の例文も収められている。例えば、次に引用するのは、家主が幼いため家事が遅延し、従姪孫が家主の代理として曾祖の三十三年忌を執り行う際の祝文である。

維 乾隆△△△年、歲次干支、△月二十△日干支、孝曾孫△名、幼(稚少)不能与祭、茲從姪孫△官△名、代為主祭、敢昭告于 頭曾祖(考△官△諱府君、妣△氏△名夫人)之靈曰、節序流易、歲月改更、曾已當于三十三年俗祀之忌辰、宜伸 奠獻、但為家事、已致寬延、茲擇吉日、祇薦祭事、追遠感時、不勝永慕、謹以清酌潔牲庶品、敢伸追慕之衷、尚饗。⁽⁴⁸⁾

次の例は、家主が足病に悩まされて跪拝ができないため焼香のみ行い、全体の儀式は嫡子が代理で行う際の祝文である。

維 乾隆△十△年、歳次干支、△月二十△日干支、孝子△官△名、
 近年足痛跪起維難〔上香親致、其餘諸礼、命長子△△代行、敢
 昭告于△命長子△△代祭敢昭告于△、顯〔考△官△諱府君△妣
 △氏△名夫人〕神位、歳序流易、去年已當于△十△年俗祀之期、
 追遠感時、凄愴罔極、但因有家事、請寬祭期、今日謹以清酌潔
 牲黍盛庶品、仰伸 奠獻、尚 饗^②。

このように、『嘉徳堂規模帳』における年忌祝文は『家礼』の忌日祝文をベースに加工されているが、お供え物の「潔牲」の用語から見ても、全体的な儀式は基本的に儒教式であることが窺える。また、『四本堂家礼』における忌日祝文と比べて、『嘉徳堂規模帳』の年忌祝文の内容がさらに豊富で、多くの例文が提供されているようである。

おわりに

本稿では主に朱熹の『家礼』と邱濬の『文公家礼儀節』における「誌石」と「祝文」（祭文）という二つの項目を取り上げ、蔡文溥の『四本堂家礼』と鄭為基の『嘉徳堂規模帳』にある関連項目と比較した。『家礼』は間違いなく久米村の儒学者の礼制思想に大きな影響を与えたが、その変容も近世琉球の事情に合わせて多岐にわたっている。まず誌石の変容についてであるが、久米村の士族の墓制は門中墓

（家族墓）のため、個人にかかわる誌石や墓碑を作成する機会はない。しかしながら、琉球の習慣に従い、二次葬（洗骨）を経て骨を納める厨子甕を用意する必要がある。そして、久米村の「家礼・規模帳」には厨子甕に銘書を記す指示が見られる。その書き方は明らかに『家礼』の墓誌の影響を受けつつも、「墓」の文字が「神主」などに変更が加えられている。一方、実際に出土した程順則家の厨子甕や石棺に刻まれた銘書を見ると、久米村の「家礼・規模帳」の規定よりも『家礼』式墓誌の影響を大きく受けていることがわかる。特にそこには「神主」という記述も洗骨の記述も一切刻まれていないこと、厨子甕や石棺の銘書が『家礼』という「誌石」と「墓誌」の二つの機能を併せ持つことが注目される。ただし、これらの程順則家の厨子甕や石棺は「家礼・規模帳」が成立する前に作成されたものであり、久米村の「家礼・規模帳」に基づいて銘書を書いた厨子甕が存在するかどうかは、今後の考古学的な発見に待つ必要がある。そして『家礼』と『文公家礼儀節』には洗骨の記述がないにもかかわらず、久米村の士族たちにとっては二次葬（洗骨）が『家礼』などという改葬に相当すると考えられていたらしいこと、その儀式や服忌も『文公家礼儀節』に基づきつつ独自の変化を加えながら行われていることが明らかになった。

また、久米村の「家礼・規模帳」における祝文について、『四本堂家礼』の場合は四時祭や忌日の書式の骨格は依然として『家礼』式であるが、久米村固有の称号や事情に合わせて記述上の変化が見られる。また、『家礼』式の四時祭と比較すると、供え物や儀式が簡略化され、三浦國雄が指摘したように^③仏教の要素が色濃く反映しているのがわかる。このような『四本堂家礼』の仏教的色彩に対し

て、のちの『嘉徳堂規模帳』の祝文では、むしろ儒教の要素がより濃厚に見られる。とりわけ『嘉徳堂規模帳』における祝文は「潔牲」という用語をそのまま使用しており、「酒饌」に変更していない。

また『嘉徳堂規模帳』の場合、四時祭と忌日に関する祭祀があるにもかかわらず、祝文を準備する記述がなく、一周忌から三十三年忌に至る年忌において祝文が作られる。ただし、なぜか一周忌から三年忌までは祝文を奠くだけで読み上げないとされている。これに対して年忌祝文は儀式の前日に準備され、当日に読み上げられる。その文章について『家礼』には例文が存在しないため、新たに作成する必要があった。よって『嘉徳堂規模帳』では、『家礼』の忌日祝文をもとにアレンジして仏教由来の年忌を「俗祀」と表現し、文章の始めから詳細な指示がなされている。さらに祝文に使用される字句については中国の『礼記』や『文公家礼儀節』『家礼会通』『儀礼節略』などの儀礼書を参照して解釈されている。このほか、『四本堂家礼』と同様に様々な状況に合わせた年忌祝文の例文も収められている。

これまで朱熹の『家礼』が近世久米村の礼制に大きな影響を与えたことは指摘されてきたが、「誌石」（墓誌銘）や「祝文」（祭文）についてはほとんど論じられてこなかった。本稿ではそれらを久米村の「家礼・規模帳」の記述を用いて詳しく検討し、この方面における『家礼』の受容と変容の様相を具体的に指摘することができた。また久米村の「家礼・規模帳」の中には、蔡氏の『四本堂家礼』や鄭氏の『嘉徳堂規模帳』だけでなく、他の家族の「家礼・規模帳」も存在している。特に、一八世紀の久米村金氏の『唐榮祭祀関係規模』では、『四本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』よりも多くの儒教の

祭祀儀礼を受容していると思われる。これらの『家礼』式の祭祀儀礼の受容と変容に関する詳細な比較研究については、今後の課題としたい。

また本稿は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものである。

注

- (1) 上江洲敏夫『四本堂家礼』と沖縄民俗―葬礼・喪礼について（『民俗学研究所紀要』八、一九八四年）、劉書鈺「朱子『家礼』の琉球における伝播について」（『東アジア文化交渉研究』第一六号、二〇一三年）。
- (2) 鄧陳靈「琉球における『家礼』の思想―『四本堂家礼』を中心として」（『名古屋大学東洋史研究報告』二三、一九九九年）。
- (3) 三浦國雄「琉球における家礼の受容と普及過程」（吾妻重二・朴元在編『朱子家礼と東アジアの文化交渉』、汲古書院、二〇一二年）。
- (4) 上間誠「近世琉球における『家礼』―宗族を中心に」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三七、二〇一五年）。
- (5) 平敷令治「沖縄の亀甲墓」（窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集刊行委員会編『沖縄の宗教と民俗―窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集』、第一書房、一九八八年）、三六二頁。
- (6) 沖縄県教育委員会文化課編『金石文』（緑林堂出版、一九八五年）、一一二頁。
- (7) 平敷令治『沖縄の祭祀と信仰』（第一書房、一九九〇年）、『沖縄の祖先祭祀』（第一書房、一九九五年）。
- (8) 鈴木悠「近世琉球における銘書の受容と展開について―浦添市内出土資料の分を通じて―」（『比較家族史研究三三』、二〇一八年）、一門上コレクションの銘書について」（『那覇市立壺屋焼物博物館紀要』第

- 一六号』、二〇一五年)。
- (9) 吾妻重二彙校『朱子家礼』宋本彙校』(上海古籍出版社、二〇二〇年) 一一五頁。
- (10) 『文公家礼儀節』(吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇六』、二〇一六年) 一五九頁。
- (11) 前掲『朱子家礼』宋本彙校』、一一五頁。
- (12) 前掲『朱子家礼』宋本彙校』、一三五頁。
- (13) 前掲注一上江洲論文、劉論文。
- (14) 『蔡家家憲』(崎濱秀明『沖繩旧法制史集成 第五卷』、弘進社、一九七一年)、一五六頁。
- (15) 前掲『蔡家家憲』、二五七頁。
- (16) 前掲『蔡家家憲』、二五七頁。
- (17) 『服制』(『続沖繩旧法制史料集成 第二卷』、崎濱秀明編、一九七八年)。
- (18) 鄭為基『嘉徳堂規模帳』(法政大学沖繩文化研究所、一九八六年)、五五〜五六頁。
- (19) 前掲『文公家礼儀節』、一八八頁。『家礼』の原本には、改葬に関する項目は存在しなかった。しかし、邱濬は『大明集礼』に記載されている関連内容をまとめ、それを基にして『文公家礼儀節』に改葬の詳細な内容を補充している。「家礼無改葬采集礼補入」、前掲『文公家礼儀節』、一八五頁)。
- (20) 前掲『沖繩の祖先祭祀』、四六二頁。
- (21) 前掲『金石文』、一二五頁。
- (22) 前掲『金石文』、一二九頁。
- (23) 那覇市企画部市史編集室『那覇市史資料篇第一卷六(家譜資料二)』(那覇市企画部市史編集室、一九八〇年)、五四三頁。
- (24) 前掲『家譜資料』、五五一頁。
- (25) 新井白石著・原田信男校注『南島志』(平凡社、二〇一五年) 三四四頁。
- (26) 『嘉徳堂規模帳』には四時祭の項目があるが、祝文を用意する規定が見られない。
- (27) 前掲『朱子家礼』宋本彙校』、一七五頁。
- (28) 前掲『蔡家家憲』、一二二頁。
- (29) 前掲『朱子家礼』宋本彙校』、一三六頁。
- (30) 前掲『嘉徳堂規模帳』、六三頁。
- (31) 前掲『蔡家家憲』、一二四頁。
- (32) 前掲『蔡家家憲』、一二三頁。
- (33) 前掲『文公家礼儀節』、一九六頁。
- (34) 前掲『蔡家家憲』、一二三〜二四四頁。
- (35) 具志堅以徳、国吉有慶『久米村の民俗』(久米崇聖会、一九八九年)、六四頁。
- (36) 『四本堂家礼』に「一、母親死去候ハ々早々引導師之方江法名申請、書手一人頼入神主可書調候」との記述によれば、女性の法名は引導師に申請して名付けられた称号であることがわかる。前掲『蔡家家憲』二二七頁。近世琉球において通常は引導師を務めるのは臨済宗の僧侶であるとされる。前掲『沖繩の祖先祭祀』、四六七頁。
- (37) 前掲『蔡家家憲』、三四五頁。
- (38) 前掲『朱子家礼』と東アジアの文化交流』、一一三頁。
- (39) 「年忌之事、一、祖父母并父母之二十五年忌三十三年忌二者、仏事之一日前二御霊前江三味上可申事。但、祖父母父母之外、右仏事之刻ハ一日前御着計上可申候。長老頼上候砌、懺法御読可給由申達可置候、尤祖父母之外、何れとても、式拾五年忌卅三年忌二ハ懺法有之筈」。前掲『蔡家家憲』、三四七頁参照。
- (40) 前掲『嘉徳堂規模帳』、五〇頁。
- (41) 前掲『嘉徳堂規模帳』、五一頁。
- (42) 年忌当日の儀節「序立。參神、鞠躬、拜、興、拜、興、拜、興、拜、興、

平身。降神、詣香案前、跪、上香、酌酒、俯伏、興、平身。進饌。初獻礼、跪、祭酒、奠酒、俯伏、興、平身。跪、「誦祝」、俯伏、興、平身。亞獻礼、跪、祭酒、奠酒、俯伏、興、平身。終獻礼、跪、祭酒、奠酒、俯伏、興、平身。獻茶、跪、飲福受胙、飲福酒、俯伏、興、平身。辞神、鞠躬、拜、興、拜、興、拜、興、拜、興、平身。「焚祝文」。徹饌。礼畢。前掲『嘉德堂規模帳』、八七頁。

(43) 前掲『久米村の民俗』、三五頁。

(44) 前掲『嘉德堂規模帳』、六五～六六頁。

(45) 前掲『嘉德堂規模帳』、六七頁。

(46) 「但祝詞云、歳序流易、諱日復臨。追遠感時、不勝永慕」考妣改此句為昊天罔極」。前掲『朱子家礼・宋本彙校』、二〇五頁。

(47) 前掲『嘉德堂規模帳』、九〇頁。

(48) 祝文の後に次のような考証が付されている。『礼記』「雜記」篇云、祭称孝子・孝孫、喪称哀子・哀孫。○同集注云、祭以追養、故称孝、喪以哀死、故称哀。○『朱子家礼』云、虞祭祝文、称孤子、卒哭以後祭、称孝子。『儀礼節略』並「曲礼」云、生曰父母妻、死曰考妣嬪、尤鐘引詩書公羊以証其非、然經有明文、俗復相沿、無容矯異、又考曰皇考、妣曰皇妣。皇、大也、美号也。然嫌于君称。韓魏公祭式、易皇為顯、於義為協。毛雅黄云、男称公与府君、婦称孺人、似不得加於小輩、若本有封爵、又當別論。吕叔簡云、府君・孺人、爵也。生為庶人、死而爵之可乎、愚謂、今人称呼假借為多、相習已久、從之未為背礼。朱子論神主旁註某奉祀、施于所尊、以下則不書。既不書某奉祀、則公与府君孺人之称、即加于卑幼、亦無礙。○嬪者、婦人有法度者之称也。○『家礼会通』云、問生曰父母、死曰考妣、何也、曰、考妣成也、言其已成事業也、○妣者嬪也、言其嬪助父美也、妣、兄婦也、娣、弟婦也。前掲『嘉德堂規模帳』、九〇頁参照。

(49) 前掲『嘉德堂規模帳』、九二頁。

(50) 前掲『嘉德堂規模帳』、九二頁。

(51) 前掲三浦論文「琉球における家礼の受容と普及過程」。